

[www.wanhuida.com](http://www.wanhuida.com)

Expertise  
Makes It Possible

# 中国における知的財産権侵害 関連裁判実務

---

万慧達知識産権 弁護士 朱志剛

2023年10月

# 目次

## CONTENTS



- 商標の注目問題の最新状況について
- 商標権侵害の民事訴訟のプロセス
- 商標の実務上の問題への対応策

# 商標の注目問題の最新状況について

# 統計から見る中国知財の動向

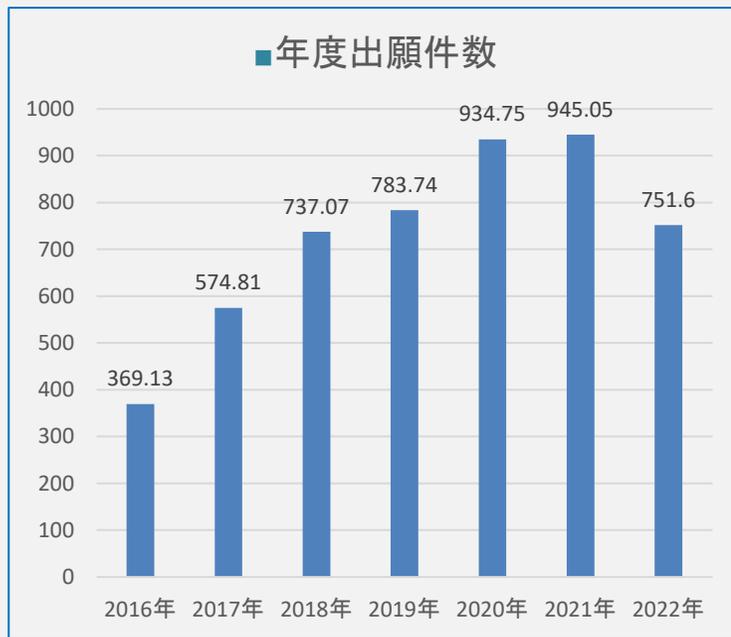


# ■ 商標出願件数及び有効権利数の推移

- ・ 2022年の中国の商標出願件数は751.6万件であり、保有件数は4267.2万件である。
  - ・ 商標の平均審査期間：前年と同様に4か月を維持 ⇒ 審査品質の低下
  - ・ オンライン手続きの普及：オンライン出願率 99.45%
- ※2022年11月1日より、不使用取消審判請求手続、拒絶査定不服審判請求手続も全面オンライン
- ・ 悪意の商標出願対策件数：37.2万件

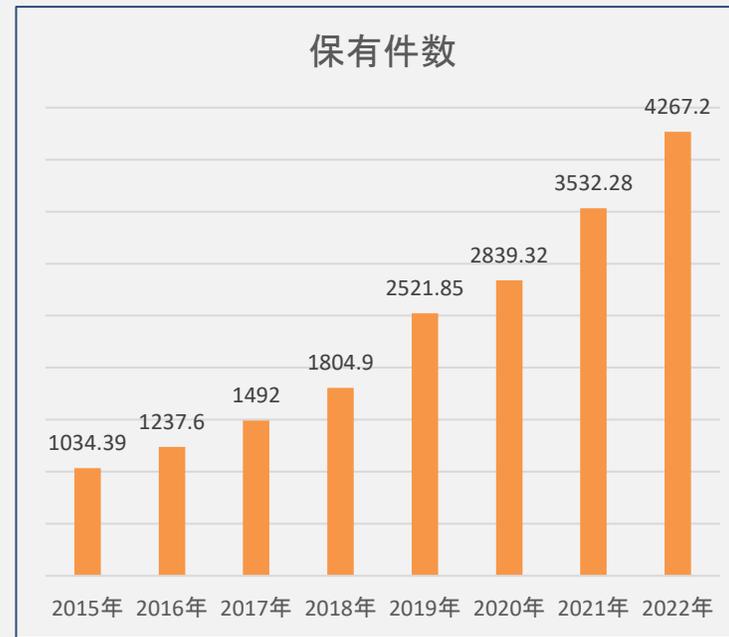
## ◆ 商標出願件数推移

単位：万件



## ◆ 商標有効権利数推移

単位：万件



## ◆ 商標審査案件の推移

単位：万件

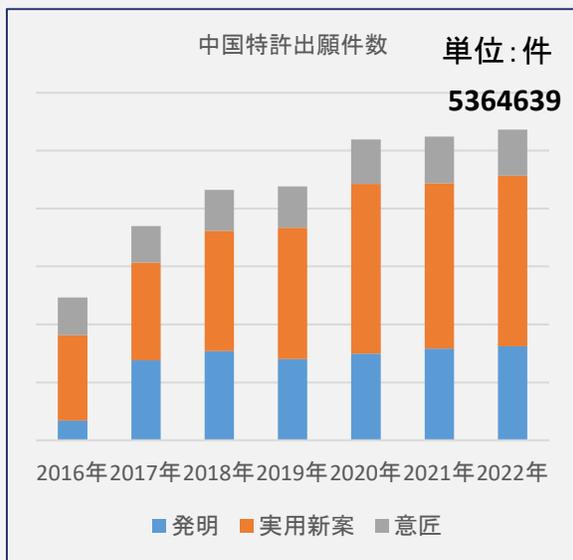


(注) 国家知識産権局データに基づき、弊社より作成

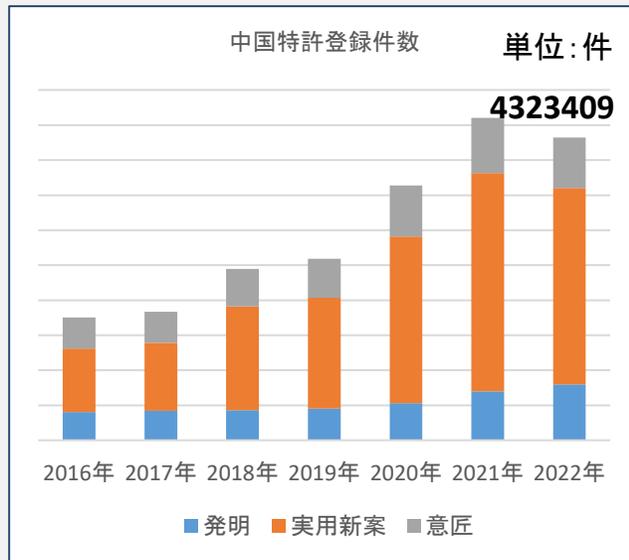
## ■ 特許出願、登録件数の推移

- 2022の特許登録件数は、432.34万件（前年比6%減）である  
その内、発明特許79.83万件、発明特許の登録率約49.3%  
外国出願人による出願件数は、11万件（全体の2.39%）である。
- 2021年年末まで、中国の有効特許件数は、1542.08万件である。  
その内、発明特許359.69万件、実用新案924.34万件、意匠258.05万件。

### ◆ 出願特許の件数の推移



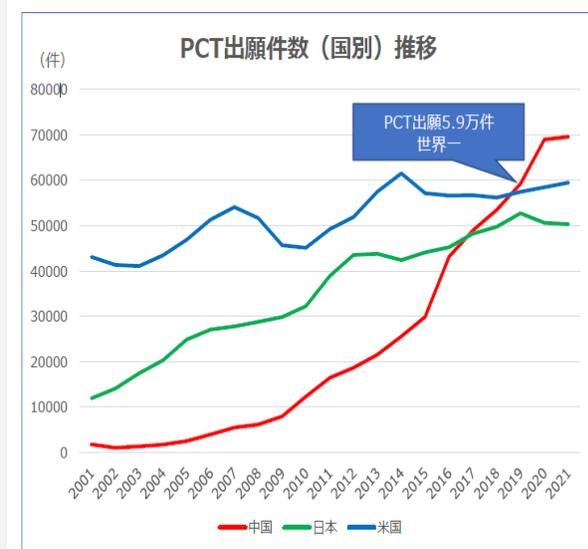
### ◆ 登録特許の件数の推移



### ◆ 中国の特許保有量の推移



### ◆ PCT出願件数の推移



(注) 国家知識産権局データ及びWIPOのデータに基づき、弊所より作成

## ■ 知財訴訟件数の推移

### 中国知的財産権関連訴訟案件のデータ統計

単位：件、%

案件の種類	/	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
民事	Domestic	23,518	30,509	41,718	58,201	83,850	88,286	94,501	99,997	130,146	223,437	312,171	451,239	489,771	512,999	457,805
	Foreign	1,139	1,361	1,369	1,321	1,429	1,697	1,716	1,327	1,667	n/a	n/a	n/a	n/a	6,419	5,547
		5%	4%	3%	2%	2%	2%	2%	1.3%	1.2%	n/a	n/a	n/a	n/a	1.3%	1.2%
刑事	/	3,325	3,660	3,942	5,504	12,794	9,212	10,803	10,809	8,601	4,145	5,015	6,050	6,413	6,046	5,456
行政	Domestic	1,032	1,971	2,391	2,470	2,899	2,901	4,887	6,578	3,856	10,093	17,765	24,504	26,465	18,080	17,630
	Foreign	n/a	n/a	815	986	1,127	1,143	1,927	4,348	2,394	n/a	n/a	n/a	n/a	3,749	3,177
		n/a	n/a	34%	40%	39%	39%	40%	40%	40%	38.3%	n/a	n/a	n/a	n/a	21%

(注) 最高人民法院の知財保護年度報告のデータに基づき、弊所より作成

## ■ 税関模倣品対策件数の推移

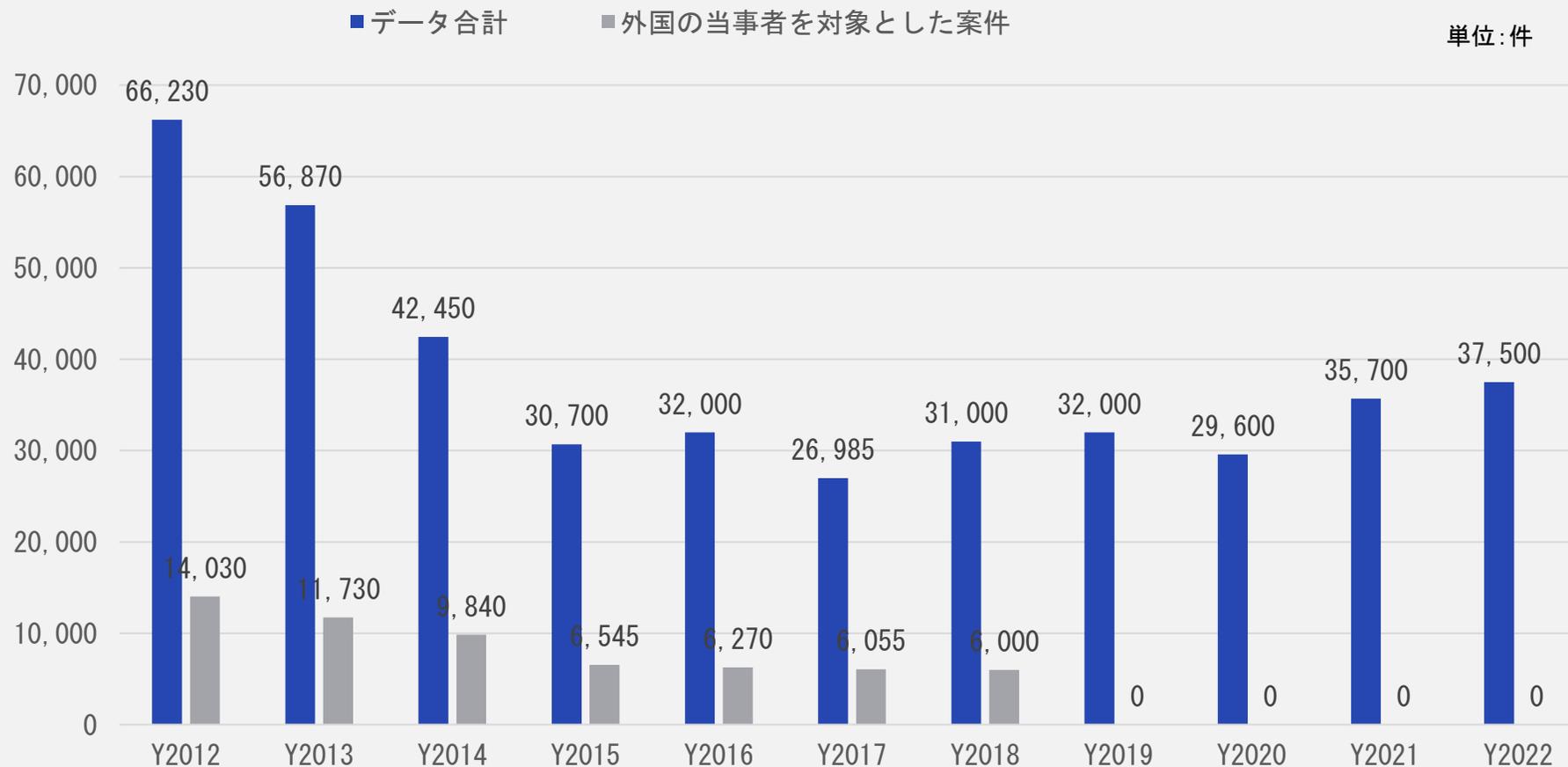
### 中国税関が摘発した知的財産権侵害案件



(注) 中国税関のデータに基づき、弊社より作成

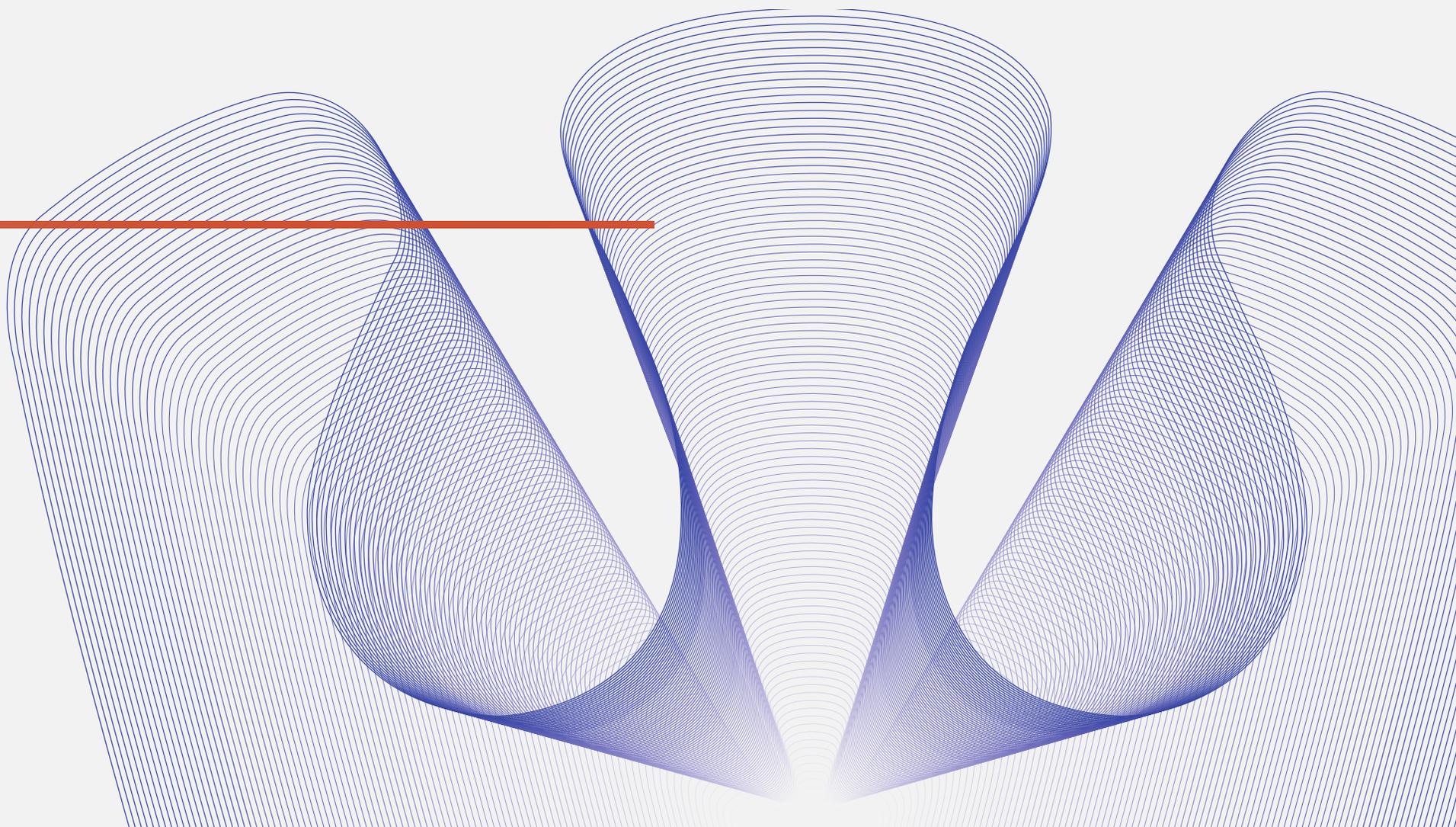
## ■ 行政摘発案件の件数の推移

### 中国市場監督機関が摘発した権利侵害案件の統計

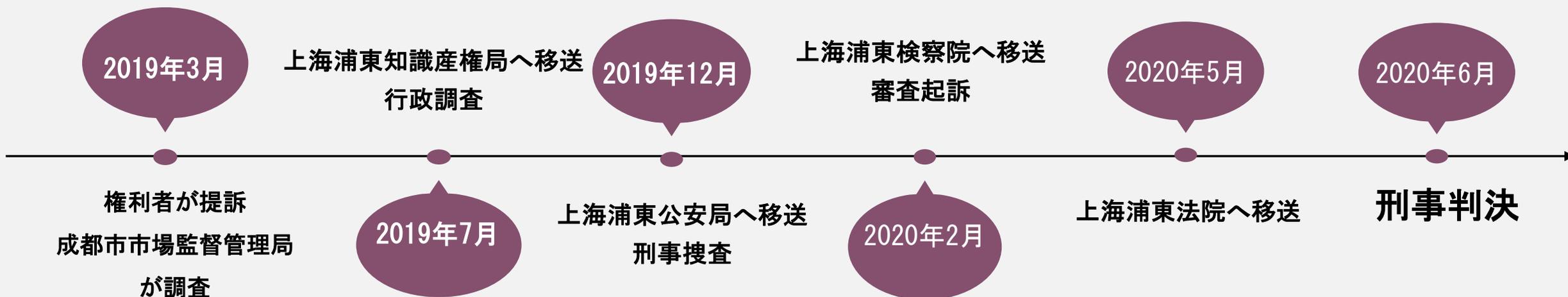


(注) 国家知識産権局データに基づき、弊社より作成

# 注目問題



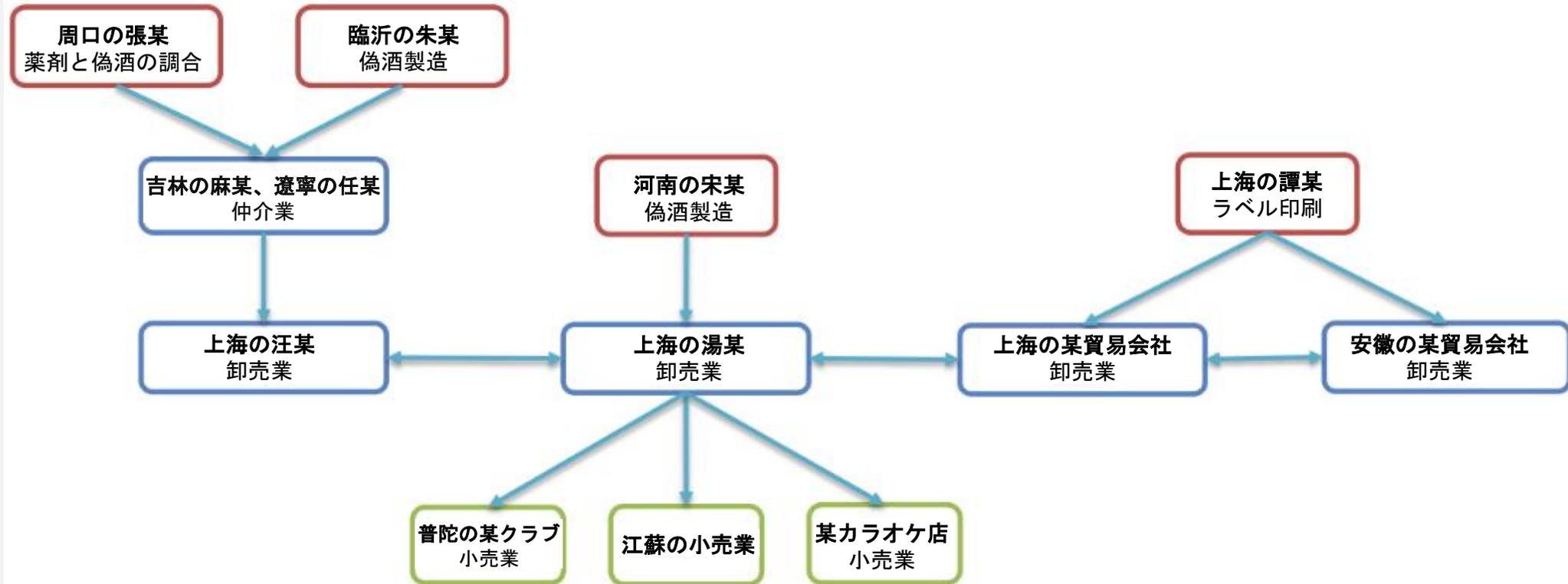
## ■ 展示会における権利行使



## ■ 刑事事件による侵害対策（一）

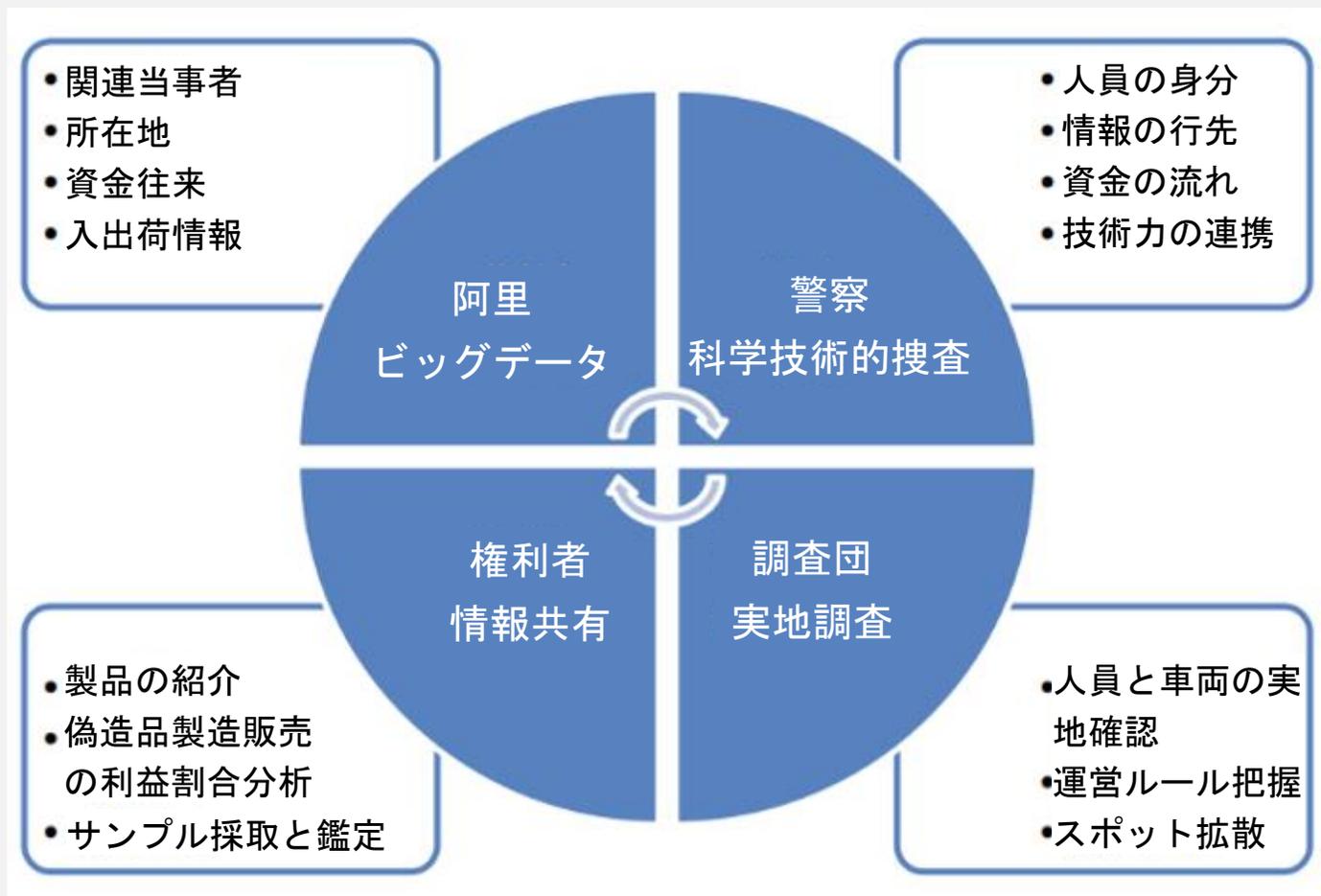
# 刑事事件の全面的な取り締まり

### 犯罪グループと役割分担



## ■ 刑事事件による侵害対策（二）

### ◆ 多方面の協力で取り締まる



# 著名 商標

- 行政による著名商標の権利確認・認定が難しい、手順が複雑、時間がかかる
- 民事の権利侵害案件で著名商標を認定するメリット
  - クロスカテゴリーの商品を摘発できる
  - 登録商標を摘発できる
  - 法院を選択できる
  - 賠償を受けられる

## ■ 並行輸入の対策

# 並行 輸入

- 強制的な法律規定への違反（3C認証なし、違法な添加物）
- 並行輸入商品を包装し直し、または小分けする
- 模様を付けて商品を実質的に変える
- タイヤの速度記号の変更
- 識別コードの削り取り
- 中国語のラベルの貼付
- 税関の税務管理監督に違反では？

## ■ 店頭看板の対策



## ■企業名称による権利侵害

# 企業名称と商標の衝突

- NGワードのデータベースを作る（著名商標）
  - 警告書
  - 行政調査
  - 民事訴訟
- 
- PS：重点産業内に実際に運営している権利侵害企業（食品、医薬品、不動産、金融など）に特に注目

## ■ 製品形状の権利保護

# 製品形状の保護



## ■ 継続的に実施する侵害対策



## ■ 「全面模倣」の対策手法

# 全面模倣

- 新商品の名称と製品の形状を多くのシリーズ商品で、無差別に、全面的に模倣する
- 製品の名称、形状および技術パラメータを全面的に模倣する

## ■ 損害賠償の考え方

# 損害賠償

- 重大事件の巨額賠償
- 刑事訴訟後の民事上の賠償請求
- 行政調査後の民事上の賠償請求
- ネットワーク／展示会集団事件の損害賠償

## ■ 禁止令の請求一法規定

# 行為保全—（提訴前または提訴中）禁止令

知的財産権紛争の行為保全案件の審査における法律適用の諸問題に関する最高人民法院の規定（2018）

第6条 次のいずれかの事情を有し、直ちに行為保全措置を講じなければ申立人の利益を十分害する場合、民事訴訟法第100条、第101条に規定する「**緊急の状況**」に該当すると認定しなければならない。

- （一）申立人の営業秘密が不法に開示されようとしている
- （二）申立人の公表権、プライバシー権等の人身権が侵害されようとしている
- （三）係争知的財産権が不法に処分されようとしている
- （四）申立人の知的財産権が展示即売会等の**時間的制約がある場所**で侵害されている又は侵害されようとしている
- （五）**時間的制約がある人気番組**が侵害されている又は侵害されようとしている
- （六）速やかに行為保全措置を講じる必要のあるその他の状況

## ■ 禁止令の請求一法規定

# 行為保全 - （提訴前または提訴中）禁止令

知的財産権紛争の行為保全案件の審査における法律適用の諸問題に関する最高人民法院の規定（2018）

第7条 人民法院は行為保全の申立を審査するとき、次の要素を総合的に考慮しなければならない。

- （一）申立人の請求に、保護を請求する知的財産権の効力が安定しているかどうか等を含む、事実の基礎と法的根拠があるかどうか
- （二）行為保全の措置を講じなければ、申立人の合法的權益に回復困難な損害が生じる又は事件の裁決が執行困難となる等の損害が生じるかどうか
- （三）行為保全措置を講じないことで申立人が被る損害が、行為保全措置を講じたことで被申立人が被る損害を超えるかどうか
- （四）行為保全措置を講じることが社会の公共利益を害するかどうか
- （五）考慮すべきその他の要素

## ■ 禁止令の請求一法規定

# 行為保全 - (訴訟前または訴訟後) 禁止令

知的財産権紛争の行為保全案件の審査における法律適用の諸問題に関する最高人民法院の規定 (2018)

第10条 知的財産権及び不正競争紛争の行為保全事件において、次のいずれかの事情に該当する場合、民事訴訟法第101条に規定する「回復困難な損害」に当たると認定しなければならない。

- (一) 被申立人の行為は、申立人が享有する信用又は公表権、プライバシー権等の人身的性質の権利を侵害し且つ回復困難な損害を与える
- (二) 被申立人の行為は、制御不能な侵害行為につながり且つ申立人の損害を著しく増大させる
- (三) 被申立人の侵害行為は、申立人の関連市場の占有率を明らかに減少させる
- (四) 申立人にその他の回復困難な損害を与える

## ■ 禁止令の請求一事例 1

# 訴訟中の行為保全

(2015) 粵知法著民初字第2-1号

原告が回復困難な損害を受けたかどうかについて。

当院は、提訴されたゲームは原告のゲーム『World of Warcraft:Warlords of Draenor（ワールド オブ ウォークラフト：ドラエノールの武将）』が発表された頃にリリースされたことに気づいた。両者はスマホ版とPC版のゲームという違いがあるが、いずれもネットワークゲームであり、なおかつゲーム名、ゲーム中の英雄やモンスターのイメージと名称が似ており、ゲームの画面も似ており、いずれもプレイヤーが英雄になり、モンスターと戦うという遊び方である。故に両者は**やや強い競争関係にある製品である**。提訴されたゲームの発表により、原告が新リリースしたゲームのマーケットシェアが奪われたのは必然である。なおかつ**ネットワークゲームには寿命が短く、普及の速度が速く、範囲が広いという特徴があり**、原告が引き起こした損害は計算や数量化がし難い。このほか、被告である分播時代（Rekoo社）は提訴されたゲームの宣伝において、**美女が訪問して遊びに付き合うなど低俗なマーケティング方式**を採用しており、大衆が提訴されたゲームと原告のゲームを混同する状況において、大衆は原告に対してマイナス評価をすることになり、これにより原告の信用や評判に損害を与えるおそれがある。

被告は英雄とモンスターのイメージの修正を提案したが、事情聴取後に提出した**修正案は依然として原告が主張した内容と実質的に似たものであった**。このほか、提訴されたゲームの名称や英雄、モンスターのイメージといった重要な部分はいずれも権利侵害を構成しており、また**提訴されたゲームが完全に魔獣世界のイメージを再現している**と宣伝したことなどの事実により、当該ゲームの他の英雄やモンスターにもやや大きな権利侵害が存在する可能性がある。このため、提訴されたゲーム全体のサービスを終了するという原告の要求は根拠が十分であり、当院はこれを支持するものとする。

## ■ 禁止令の請求一事例 2

# 訴訟前の行為保全

(2019)京73行保1号

### 一、係争特許は有効で安定性のあるものか

申立人安斯泰来公司（アステラス製薬社）が提出した証拠によれば、係争特許は実体審査を経て取得した発明特許である。係争特許権の保護期間は2000年6月29日から2020年6月28日までであり、申立人は2019年の年金を納付済みである。**係争特許は現在、法的に有効な状態である。**

係争特許の安定性について海正薬業公司是、係争特許は「専利法」第26条第3項・4項、第22条第3項などの規定と合っておらず、係争特許は無効あるいは一部無効になると主張しており、またこれについて邦信陽公司が発行した「特許の安定性に関する分析レポート」を提出した。しかしながら当該レポートは邦信陽公司が海正薬業公司からの委託により制作したものであり、**このレポートだけでは係争特許が安定性を備えていないことを示すのは十分ではない。**このため、他の説得力ある証拠による裏付けがない場合には、当院は上述のレポート内容および海正薬業公司のこの点に関する意見を採用しない。また、**係争特許に権利の帰属に関する争いやその他の紛争が存在する可能性があることを証明できる証拠がない。**このため、既存の証拠に基づき、当院は係争特許は有効であり、安定性があると考える。

## ■ 禁止令の請求一事例 2

# 訴訟前の行為の保全

(2019)京73行保1号

二、当事案に緊急性があるか、および直ちに措置を講じなければ、申立人の合法的權益に回復困難な損害が生じるかどうか

行為保全の措置を講じなければ、被申立人は残りの特許保護期間内に権利侵害行為を続けることとなり、**損害はさらに拡大するおそれがある**。一方、申立人が提出した、海正薬業会社の2018年度業績減収予想通知に基づけば、被申立人である海正薬業公司には、損失が存在する可能性がある。提訴された権利侵害行為が成立すれば、上述の2つの状況によって海正薬業公司は権利侵害行為により生じた損失を**賠償する能力を失う**可能性がある。また事案の証拠からわかるように、権利侵害を提訴された製品はすでに仁和薬房網公司を含むいくつかの薬局で直接販売されており、直ちに行為保全の措置を講じなければ、当該製品はより多くの薬局で販売されたり、**他のメーカーに真似されたりする可能性があり**、より多くの権利侵害行為が発生し、**申立人の損害や合法的權益を守るためのコストが増加することになる**。最後に、権利侵害を提訴された製品には明らかな價格的優位性があるため、提訴された権利侵害行為は**申立人の関連市場の占有率を明らかに減少させたり**、申立人の製品の値下げを招く可能性があり、これにより申立人にもたらされる損害は回復が困難である。以上から、当院は、海正薬業公司与仁和薬房網公司に直ちに当該行為の停止を命じなければ、安斯泰来公司、安斯泰来中国法人の權益に回復が困難な損害が生じるおそれがあると考えます。

## ■ 禁止令の請求一事例 2

# 訴訟前の行為保全

(2019)京73行保1号

三、被申立人が関連行為を停止した場合に申立人に与える損害が、被申立人が関連行為を停止した場合に被申立人に与える損害を超えるかどうか

当事案において、係争特許の保護期間は2020年6月28日までである。海正薬業公司与仁和薬房網公司に命じた事案の行為の停止は、**係争特許の残りの保護期間における製造、販売の停止のみであり、保護期間満了後は再開可能で、その損失は予見できるものである。**その上、海正薬業公司、仁和薬房網公司に当該行為の停止を命じなければ、前述のとおり、安斯泰来公司、安斯泰来の中国法人にも**たらず損失は見当がつかない。**このため当院は、海正薬業公司、仁和薬房網公司による当該行為の停止が、安斯泰来公司、安斯泰来の中国法人に与える損害が、海正薬業公司、仁和薬房網公司による当該行為の停止が海正薬業公司、仁和薬房網公司に与える損害を超えると考える。

四、被申立人に申し立てられた権利侵害行為の停止を命じることは社会の公共利益を害するかどうか

社会の公共利益を害するかどうかについては、主には消費者の利益と社会の経済秩序に損害をもたらすかどうかを考慮する。当事案において、被申立人による申し立てられた権利侵害製品の提供を禁止しても、**消費者は依然として申立人の対象商品を購入可能であり、またその他の治療効果が似た薬を選択することも可能であり、社会の公共利益を害することはない。**このほか、被申立人に申し立てられた権利侵害行為の停止を命じることが、社会・経済秩序に損害を及ぼす可能性があることを示す証拠はない。

# 逆方向の行為の保全

「電子商取引プラットフォーム関連知的財産権民事事件の審理に関する最高人民法院の指導意見）」（2020）

九、緊急の状況にあるため、電子商取引プラットフォーム運営事業者が直ちに商品撤去等の措置を講じなければ、自身の適法な権益に回復が困難な損害を受けてしまう場合、知的財産権利者は、『中華人民共和国民事訴訟法』第百条、第百一条の定めに基づいて、人民法院に保全措置を申し立てることができる。

緊急の状況にあるにも関わらず、電子商取引プラットフォーム運営事業者が直ちに商品へのリンクを回復しなければ、通知者が直ちに通知を撤回せず又は通知送信等の行為を停止しなければ、自身の適法な権益に回復が困難な損害を受けてしまう場合、プラットフォーム内事業者は、前項にいう法律の定めに基づいて、人民法院に保全措置を申し立てることができる。

知的財産権利者、プラットフォーム内事業者の申立てが法律の定めに基づいて適合する場合、人民法院は法によりこれを支持しなければならない。

## ■ 禁止令の請求一事例 4

# 訴訟前の逆方向の行為保全

杭州市余杭区人民法院（2019）浙0110行保1号

杭州市余杭区人民法院は審査後つぎのように判断した。

一、徐春山の申し立てには相応の事実の基礎と法的根拠がある。

- 徐春山と田慶紅はいずれも淘宝网（タオバオ）に出店し阿膠ケーキのケースを販売しており、両者は**競合関係**にあった。
- 劉延波、世博公司与田慶紅には繋がりがあり、三者は一部**変造、偽造の権利帰属証明書**、発表証明書、授權証明書などの資料を使って、それぞれ徐春山の淘宝の店舗に対し、何度も著作権侵害のクレームを出し、徐春山の一部の商品のリンクは淘宝社に削除されたが、これにより、競合相手がいなくなり、競争優位性を得て、マーケットシェアを占有するという目的が達成され、不正競争を構成する疑いがある。

## ■ 禁止令の請求一事例 4

# 訴訟前の逆方向の行為保全

二、保全措置を講じなければ徐春山は回復困難な損害を受ける

1. 当該店舗で販売した商品には**旬**がある。
2. **販売リンクの削除が招いた損失は不可逆である**。商品のリンクが権利侵害の嫌疑により一度削除されると、誤削除が判明して復元したとしても、当該リンクのランキングや顧客を引き寄せる力は戻らない。
3. **権利侵害の処罰は店舗の販売量に影響する**。一度権利侵害のクレームが成立すると、リンクの削除のほか、店舗の減点、一時的な管理監督、商品のリリースやイベント参加の制限といった処罰を受けることが多く、このことが店舗全体へのアクセス数を減らし、営業活動に影響する。

## ■ 禁止令の請求一事例 4

# 訴訟前の逆方向の行為保全

三、行為保全の措置を講じないことが徐春山に与えた損害は、行為保全の措置を講じることが田慶紅、劉延波、世博公司に与えた損害を明らかに超えた。

- アリババの知的財産権保護プラットフォームにはクレーム申請のシステムはないが、**著作権登記の権利帰属の偽造などの行為には隠ぺい性があること**に鑑みると、徐春山には権利の帰属に誤りがあることを知らなかった、あるいは有効な証拠を適時に入手する手立てがなく、これにより申立が失敗し、リンクが削除されるというリスクが客観的に存在していた。
- これに対して、田慶紅、劉延波、世博公司が行為保全によりクレーム申請が制限を受けた結果は、主には行為保全の期間中に起こったものであり、アリババの知的財産保護プラットフォームを通して徐春山の淘宝网の店舗に対してクレーム申請し、適時に本当の権利侵害行為を阻止することができなくなるが、これは**訴訟を通じて徐春山に権利侵害の停止を求めることに全く影響を及ぼさず**、なおかつ法院は徐春山に相応の担保を提供するよう命じている。

上述の理由に基づき、同時に、双方の当事者間の不正競争紛争の審理期間はやや長くなると予想され、**双方の利益のバランスをとる**ために、係争商品の売上の最盛期を参考にし、当院は2019年9月16日に、田慶紅、劉延波、世博公司是徐春山の淘宝店舗に対する淘宝公司への知的財産権権利侵害クレーム申請の行為を直ちに停止する決定を下した。**保全期間は2020年2月29日までである。**

## ■ 禁止令の請求一事例 5

# 訴訟中の逆方向の行為保全

(2020) 最高法知民終993号

- 当事案において、Tmall社は一審法院が権利侵害成立を認定した後、権利侵害を申し立てられた製品の販売リンクを速やかに削除した。
- しかし二審において、係争特許権はすでに新規性の欠如により、国家知識産権局（CNIPA）から全て無効であることを宣言していたため、博生公司是行政訴訟を提起しようとし、特許の有効性は不確定な状態になった。
- 聯悦公司是当事案および他の事案の訴訟により、2020年11月5日までにアリペイ・アカウントの余剰資金合計1,560万元が凍結され、通常の生産・経営に深刻な影響を受けた。この状況のもと、聯悦公司是天猫公司による製品リンクの回復を要求することには、事実の基礎と法的根拠がある。

## ■ 禁止令の請求一事例 5

# 訴訟中の逆方向の行為保全

2、リンクを復元しないことは申立人に対し回復困難な損害を与えることになるかどうか。

当該電子商取引プラットフォームの知的財産権侵害紛争において、商品の販売リンクを削除、遮断、分断することは、当該商品が電子商取引プラットフォーム上で販売不能となるだけでなく、**当該商品がこれまでに積み上げたアクセス数や検索の重みづけ、およびアカウントの格付けにも影響することになり**、さらにはプラットフォーム内の運営者の競争優位性を低下させることになる。このため、「回復困難な損害」の確定には以下のいずれかの状況が存在するかどうかを考えるべきである。

- 1、行為保全措置を講じないことが申立人ののれんといった権利が取り返しのつかない損害を受けるかどうか。
- 2、行為保全措置を講じないことが、申立人の市場での競争優位性、あるいはビジネスチャンスを著しく失わせ、誤ってリンクを削除したなどの状況を理由に金銭での賠償を請求できるとしても、その金額を正確に計算する手立てがなくなるほど、損失が非常に大きく、複雑になってしまうかどうか。

当事案において、権利侵害を申し立てられた商品は、主には聯悦会社が「天猫網」にある当該事案のネットショップで販売を行っており、かつ一審で明らかになった事実に基づけば、権利侵害を申し立てられた商品の2019年11月13日時点の累計**販売数は283,693件**であった。2019年12月4日、一審法院が各当事者に証拠交換手続きを行った時点での累計**販売数は352,996件**であった。2020年1月13日、一審の法廷尋問時の累計**販売数は594,347件**であった。これは権利侵害を申し立てられた商品の販売数が多いと言える反面、その累計アクセス数は多く、検索の重みもあり、販売リンクの分断が、そのネット販売の利益に大きく影響したとも言える。特に「**ダブルイレブン**」などの特別な販売機会にリンクを回復したかどうかは、権利侵害を申し立てられた者の利益に大きな影響を及ぼす。係争特許権の効力は不確定な状態にある場合に、リンクの復元による行為保全の措置を通して、プラットフォーム内の運営者が「ダブルイレブン」などの特別な販売機会に通常のオンライン営業を行えるようにすれば、その利益が回復困難な損害を受けることを回避できるようになる。

## ■ 禁止令の請求一事例 5

# 訴訟中の逆方向の行為保全

3、リンクの復元により特許権者に与えるおそれがある損害は、リンクを復元しないことにより権利侵害を申し立てられた者が受ける損害を超えるかどうか。

当事案において、権利侵害を申し立てられた商品と係争特許の商品は同じタイプの商品ではあるが、市場には類似商品がたくさんあり、**リンクを復元したからといって、博生公司の特許商品が完全に取って代わられることはない**。その上、最高人民法院はすでにリンクの復元によって博生公司にもたらされるおそれのある損失を考慮して、また、**聯悦公司のアリペイ・アカウントの相応額、およびリンク復元後に販売を続けた場合に得られる利益**を凍結する方針であり、聯悦公司もこれに明確に同意している。この状況では、リンクを復元しないことが聯悦公司の通常の営業に与える影響と比べ、リンクを復元することが博生公司にもたらすおそれのある損害のほうがやや小さい。

4、リンクの復元は公共の利益を損なうか。

特許の権利侵害紛争において、公共の利益と言えれば一般的には大衆の健康や環境保全、およびその他の大きな社会的利益を考慮する。当該案件で権利侵害を申し立てられた商品は、家庭の日常生活で使用されるモップとバケツのセットであり、リンクを復元するにあたり考慮する重要な要素は、大衆の健康や環境保全への影響の有無であり、特に消費者の身体や財産に、あってはならない損害を与えないかということである。しかしながら当事案においては、**権利侵害を申し立てられた商品に公共の利益を損ねるおそれのある状況を示す根拠はない**。

# 商標・特許権侵害の民事訴訟のプロセス

# ■ 商標権利侵害訴訟のプロセス

公証・認証済みの訴訟用書類の用意

- ① POA;
- ② 法定代表者身分証明;
- ③ 会社登記簿謄本

## 原告

1. 訴状の作成
2. 初歩的な証拠の収集整理
3. 証拠保全等

(提訴前)  
禁止令  
財産保全  
証拠保全

提訴

管轄権の異議申立  
に対する答弁

証拠資料の提出

上訴

訴訟の準備

禁止令

一審 (約1年間)

受領日  
~15日

二審  
(3~6か月)

再審

## 法院

財産保全  
裁定書  
(48時間)

訴訟前  
調停  
受理  
通知

管轄異議  
裁定書

立証  
期間

召喚状

口頭  
審理

調停

一審判決

口頭審理/  
書面審理

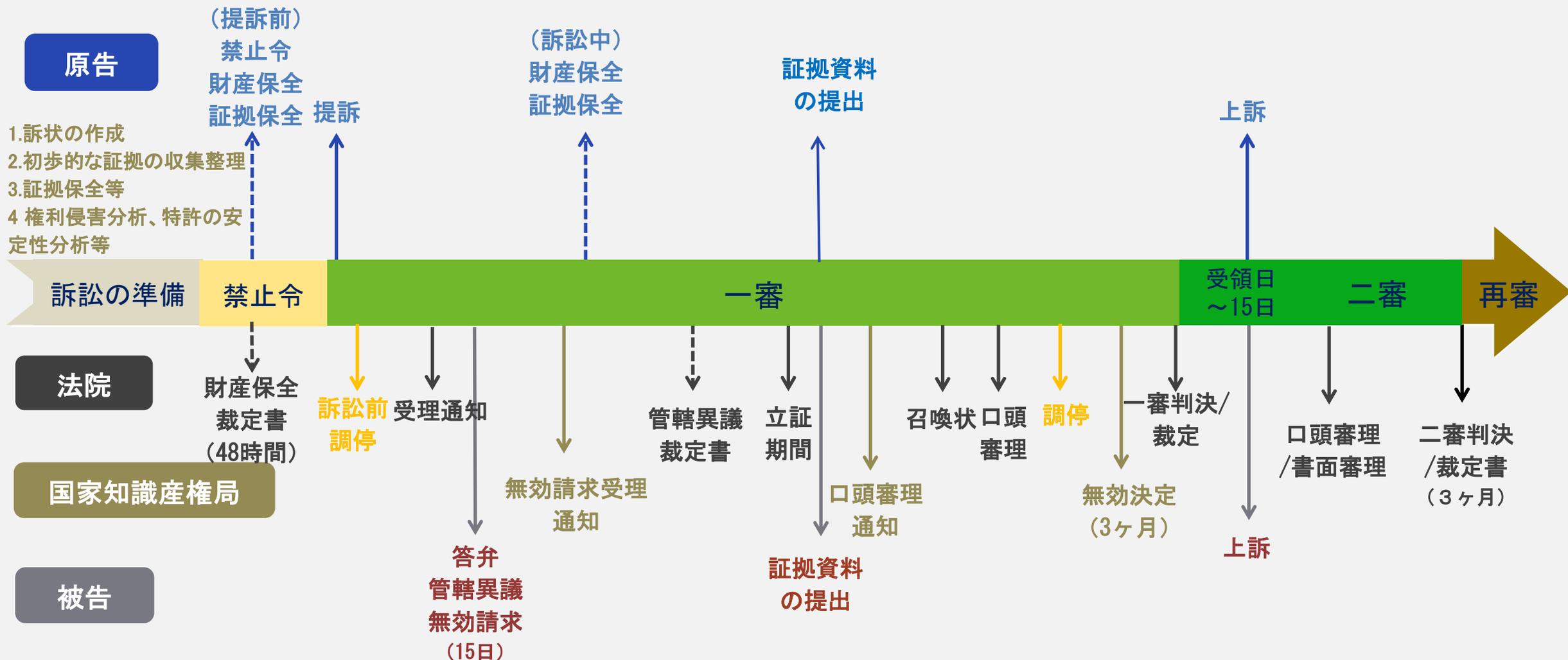
二審判決/  
裁定書  
(3ヶ月)

## 被告

答弁  
(15日)  
管轄権の  
異議申立

上訴

# ■特許権利侵害訴訟のプロセス



# 商標の実務上の問題への対応策

# ■ 権利侵害の防止策

## ◆ 著作権：

- よくある権利侵害の種類：フォント、図画や写真、音楽、キャラクターなど
- 防止策：
  - 商業使用のニーズを明確にする：権利を許可した内容、付与した権限など
  - 授権者に授権の権利があるかを調査する。
  - 授権者は原始取得者か、承継取得者か。
  - 原始取得者：作品の種類に基づき権利主体を確認する。共同権利者がいないか。対立する先の権利者がいないか（二重授権）。
  - 承継取得者：原始取得者の確認事項を除き、全ての原権利者から順番に授権しているか。授権の繋がり是完全かどうか。復任権はあるか。取消条項はあるか。

## ◆ 商標：

- 商標調査：権利の瑕疵や潜在リスクを見つける
- 商標管理：ビジネス上のライバルの出願や悪意の出願を管理する
- 商標出願リスクの評価：

## ◆ 特許：

- ライバル、業界の特許出願状況の管理
- 特許ガイドなどの手法を活用して権利侵害のリスクを回避する
- FT0などの実施

## ■先使用の主張一事例

### ◆先使用の抗弁— 理想空間事案

([2018] 最高法民再43号)

- 原告林明愷は係争第3374814号の登録商標と第7724167号の「理想空間」登録商標の専用権を有し、第20類家具などの商品に使用していた。被告の富運家具事業部は名刺、店舗の看板など多くの場所で当該マークを使用しており、原告は被告がその商標権を侵害しているとして提訴した。
- 被告は侵害を申し立てられた商標の使用は、**訴外の富運会社が許諾した**ものであり、「理想空間」商標は、富運会社が先使用し、一定の影響を持つ商標であり、自身は固有の範囲で引き続き使用しただけであると主張した。
- 一審ではつぎのとおり承認した。訴外の富運会社は原告の商標出願と登録前に「理想空間」と「I&D理想空間」のマークを先使用しており、また特定のエリアで一定の影響を持っているが、被告である富運の事業部は原告が商標を出願する前に、権利侵害を申し立てられた商標を使用していない。権利侵害を申し立てられた商標と富運会社が先使用していたマークとは少し違いがある。富運の事業部には契約に基づいた授権で使用した理想空間のブランドはない。
- 二審ではつぎのとおり思料した。訴外の富運会社は係争マークについて先使用し、また一定の影響力を有し、すでにマークを適切に区別するものが付加された状況のもと、林明愷にはそれが固有の範囲内で引き続き使用されることを禁止する権利はない。富運の事業部は富運会社から使用の授権を受けて当該マークを使用しており、原告の商標とは異なっており、悪意による便乗ではなく、混同や誤認はない。このため両被告はいずれも権利侵害を構成しない。

## ■先使用の主張一事例

### ◆先使用の抗弁 - 理想空間事案

( [2018] 最高法民再43号 )

- 再審では二審判決を取り消し、一審の権利侵害の認定を維持した。
- まず、最高法院は先使用者以外のその他の者は、先使用者の同意を得たかどうかにかかわらず、商標法第59条第3項に基づく権利非侵害の抗弁を提示する権利はないものとし、富運の事業部に当該抗弁を提起する資格があることを否定した。
- また、最高法院は先使用の抗弁の適用条件について、つぎのとおり明確にした。1、先使用者による関連マークの使用は、商標登録者が当該商標登録を出願する日時より早くなければならず、同時に当該商標登録者が当該商標マークを使用する日時よりも早くなければならない。2、同じあるいは類似の商品で先使用すること。3、同じあるいは近似のマークを先使用すること。4、先使用者による当該未登録商標の使用は、商標登録者による商標登録出願日と使用日前に、すでに一定の影響を有していなければならない。5、固有の範囲内で使用する。固有の範囲を確定するときは、主に商標を使用するエリアの範囲と使用方法を考えなければならない。
- 最高法院は当事案の証拠に基づき、たとえ訴外人である富運公司自身の使用が、当該2つの証拠が商標の登録出願日の前に「一定の影響」に達していなくても、先使用の抗弁の時間的条件を満たさないとした。

# ■先使用抗弁の運用ポイント

## ◆留意点

- すでに使用している商標をできるだけ登録する。
- 商標使用の証拠を残すことに留意する。
  - 契約
  - 領収証
  - 宣伝材料
  - 受賞証明書
  - マーケットシェア率の証明書など

## ■ 証拠の収集・証拠保全

### ◆ B2B商品の権利侵害の証拠保全

- B2B商品の証拠取得：専門分野に精通した弁護士による調査団
- クローズドスペースの工業部品の証拠保全：
  - SOPを作成し、市場と法務の協調を強化する。
  - 弁護士は遅滞なく市場の担当者に同行し、公証手続きを完了できるようにする。
- オープンスペースの工業品の証拠保全：
  - SOPを作成し、市場と法務の協調を強化する。
  - 弁護士は遅滞なく現場で証拠を取得し、行政を通してクレームを出し、事業主と協議して偽造品の交換を行う。

## ■ 経営視点から、訴訟の必要性・推進策

### ◆ 経営視点からの訴訟管理

- 経営目標に合った訴訟戦略を立てる。
  - 権利侵害を素早く阻止する。
  - 巨額の賠償を求める。
  - 判断が難しく複雑な事案の権利侵害の性質を特定する。

## ■ 経営視点から、訴訟の必要性・推進策

### ◆ 知的財産権訴訟費用の算定基準

訴訟物	訴訟費用の徴収額
1万元を超えないもの	1件ごとに50元を納付
1万元超10万元以下のもの	訴訟物の価額の2.5%
10万元超20万元以下のもの	訴訟物の価額の2%
20万元超50万元以下のもの	訴訟物の価額の1.5%
50万元超100万元以下のもの	訴訟物の価額の1%
100万元超200万元以下のもの	訴訟物の価額の0.9%
200万元超500万元以下のもの	訴訟物の価額の0.8%
500万元超1,000万元以下のもの	訴訟物の価額の0.7%
1,000万元超2,000万元以下のもの	訴訟物の価額の0.6%
2,000万元超のもの	訴訟物の価額の0.5%

# ご清聴、 ありがとうございました！

万慧達知識産権 日本部

Add: 北京市海淀区中関村南大街1号友誼賓館頤園  
オフィスビル

Tel : +86-10-68921006

Fax : +86-10-68928030

[www.wanhuida.com](http://www.wanhuida.com)

朱志剛弁護士

zhuzhigang@wanhuida.com



Wechat: wanhuidaIP



专业创造可能

Expertise

Makes It Possible

# Q&A

- ・訴訟を短期決着させるための御社のノウハウ・成功事例。

また、期間について、非常に長くかかるケースがあると聞くと、その事例と原因。

- ・刑事案件の場合の損害賠償請求は、刑事付帯民事か、刑事裁判が終わってから単独で民事訴訟提起か、どちらをお勧めでしょうか。

- ・権利行使を行う場合の特許件数。複数同時に侵害訴訟を行うことが望ましいとは思いますが、その辺りの統計データがあれば、紹介してほしい。

- ・特許侵害訴訟における証拠収集特に調査による製品入手が難しい場合の証拠保全など